

養護教育センター

第1節 概 要

養護教育センターは、本県養護教育の振興と充実を図ることを目的として、昭和61年4月1日に開所し、心身障害児の教育相談、養護教育関係教職員の研修、養護教育に関する事項の調査研究、養護教育に関する図書資料の収集と提供、養護教育の理解・啓発のための資料の作成と広報等に関する事業を推進してきた。

1 教育相談事業

心身に障害が認められるか、又はその疑いのある幼児、児童生徒を対象に、養育、学習指導、就学及び進路等について保護者や学校、幼稚園、保育所、市町村教育委員会からの相談に対応し、その解決のために必要があれば、嘱託医（小児科、眼科、耳鼻咽喉科、精神神経科、整形外科）と連携して検査・観察・診断等を行い、指導援助を実施した。また、本県の広い地理的条件を考慮して、県北（県立聾学校福島分校）会津（同会津分校）、浜通り（同平分校）に地域相談室を設置するとともに、心身障害児巡回就学相談を県内5会場で実施した。

なお、この1年間の相談総件数は、延べで2,061件であった。

2 教職員研修事業

養護教育センターは、養護教育関係教職員を対象として、専門職としての資質能力の向上を図るために、第3次福島県長期総合教育計画に基づく研修計画のうち、各種障害児教育に関する専門的内容についての研修事業を実施した。

本年度の研修の企画運営に当たっては、各講座の特性を考慮して、継続的、系統的、発展的視野からできるだけ現実的な教育実践に直結した内容・方法を取り上げ、教育活動の展開状況に対処するうえで必要な専門的知識・技能を重点的に習得し、専門的な資質能力の向上を図るよう努めた。

本年度実施した研修講座は17講座で、開設日数は51日、研修人員は272名、研修延べ人員は816名であった。

3 教育調査・研究事業

養護教育センターに課せられた研究機関としての役割と使命を達成するため、本県が当面している養護教育振興上の課題及び学校における教育実践上の具体的課題と関連する研究主題を設定し、所員並びに学校関係者の協力を得ながら、次の研究を行った。

○共同研究「心身障害児の指導援助のための実態把握の方法に関する研究 — 実態把握の視点と方法 —」第1年次（3年継続研究）

また、所員一人一人が担当する障害分野について個人研究を行い、これらの研究成果は、教育相談及び研修講座の内容・方法の改善充実反映させるとともに、研究紀要第3号として刊行した。

なお、養護教育課、盲・聾・養護学校及び小・中学校特殊学級等の関係教員の出席のもと、平成元年2月16日（木）に、第3回研究報告会を実施した。

4 教育図書・資料の収集・提供事業

養護教育の振興充実に役立つ情報・資料を県内教職員等に提供するため、養護教育関係の専門図書・資料の収集・整理を行い、養護教育担当教員等の利用に供した。なお、養護教育関係図書は、4,725冊、月刊・季刊誌は33種類となっている。

5 広報・啓発事業

養護教育センターの事業内容及び所員による調査・研究の成果等を広報するため、所報「養護教育」を年間5回発行したのをはじめ、研究紀要、心身障害児ハンドブック「自閉症」（第1集）及び広報パンフレット等を学校、教育機関等に配布して、養護教育の普及を図るとともに、広報誌「教育福島」テレビ、新聞等をとおして、広く県民の養護教育に対する理解と認識を深め、人間性を重視した学校教育を推進するための援助に努めた。

第2節 心身障害児の教育相談事業

心身に障害を持つ就学前幼児、学齢児童生徒に関する教育相談として、障害の種類や程度に応じた適切な教育措置がとられるよう、専門的かつ総合的観点から実施してきた。

1 相談対象

心身に障害が認められるか、又はその疑いのある幼児、児童生徒が相談対象であり、障害の種類は次のとおりである。

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 精神薄弱
- 肢体不自由
- 病弱・身体虚弱
- 言語障害
- 情緒障害
- 重複障害

2 形態

(1) 来所相談・電話相談

電話、はがき等の申し込みにより、来所日時をあらかじめ調整のうえ通知し、相談者の来所により行うものであり相談の内容によっては電話だけによる相談も行った。

(2) 要請相談

市町村教育委員会、学校等からの要請により、当該機関の設定する場所に出向いて実施した。

(3) 巡回就学相談

① 事業内容

心身障害幼児・児童の発育状況や教育措置に対する正しい認識を得させるため、5教育事務所管内において巡回就学相談を実施し、適正就学に関する啓発活動の充実